

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR投-1
- 2 案件名 1号ボイラー後壁水管補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)12月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本補修については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じるおそれがあるため。

7. 問合わせ先

課名：管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-16-1
- 2 案件名 ごみクレーン等点検整備補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約 ～ 令和3年(2021年)11月30日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県尼崎市東難波町5丁目9番1号
社名：極東サービス(株) 大阪営業所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第8号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本案件については、令和3年6月11日付で入札執行のところ、入札参加申請期間中の参加申請が1者であったため入札中止となりました。しかしながら、検査の有効期限までに、点検整備補修を完了するには、再度の入札を執行する時間的余裕がないことから、唯一、応札があった上記業者と随意契約を行います。

7. 問合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S 1 - 3
- 2 案件名 市営長尾山霊園膜ろ過浄水設備修繕工事
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)12月24日

5 契約相手方

住所： 吹田市江の木町1番6号(関西オルガノビル4F)
社名： オルガノプラントサービス株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項該当

(指定理由)

本市の膜ろ過浄水設備の修繕は、膜モジュール系統の洗浄等、機器の機能を熟知しており、特殊な規格にも対応できる製造元の上記業者しかできないため。

7. 問い合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S1-1
- 2 案件名 ソリオホール舞台吊物装置Vベルト取替修繕工事
- 3 案件場所 宝塚市栄町2丁目 地内
- 4 契約期間 契約日～令和3年(2021年)10月15日
- 5 契約相手方
住所：大阪府吹田市芳野町2番8号
社名：(株)サンケン・エンジニアリング 大阪支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

ソリオホールの舞台吊物装置については、平成5年(1993年)の開館時に(株)サンケン・エンジニアリングが納品しており、メンテナンス作業についてもこれまで同者が請け負ってきました。

今回の修繕内容は、同者が設置した吊物装置の一部である電動昇降機に使用されているVベルトを取替修繕するもので、既設の設備と密接不可分の関係にあります。またVベルトの取替修繕は電動昇降機に固定されている電動機及びブレーキを取り外して行う必要がありますが、取り外しや再度組み立ては、当該設備に精通し、メンテナンス作業を実施している同者が行わなければ、装置の落下など安全性に影響を与えかねず、また不具合が生じた場合の責任の体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあります。

以上の理由により、(株)サンケン・エンジニアリングに対し、当該工事を依頼することが最も適当であると考えます。

7. 問合わせ先

課名：文化政策課 内線：2666